

# 地球温暖化対策の促進啓発

制度所管部局：地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 制度の概要

地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る。

## 2. 指定、登録等の基準

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律(抄)】

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

## 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本環境協会	平成 11 年 7 月 1 日	〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9 階 TEL 03-5643-6262	地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
該当なし	該当なし

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成22年3月31日現在）

特になし（平成21年11月に行われた行政刷新会議「事業仕分け」での議論等を踏まえ、指定法人の見直しを検討中）

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>